

呉市文化財保存活用地域計画（案）について

1 本計画の趣旨

呉市には、合併により地域によって異なる歴史的経緯や風土があり、地域や時代の特徴を反映した多種多様な文化財が受け継がれています。文化財は、呉市の自然・歴史・文化の結晶であり、市民の誇りとなって、豊かな暮らしを支えてくれる貴重な財産です。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などが進む中で、地域への愛着や連帯感の希薄化、歴史的建造物や風俗習慣の消失、祭礼行事等の担い手不足といった文化財の継承の基盤が揺らぎ、多くの文化財が消滅の危機に直面しています。

このような状況を踏まえ、文化財の所有者や呉市だけでなく、住民や地域団体、市内外の事業者や研究者など様々な人々や組織が参加・連携・協働をし、文化財を継承していくための行動目標として呉市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」といいます。）を作成します。

なお、本計画の作成に当たっては、地域でのヒアリングやワークショップを通じて、市民や様々な関係者の意見を伺うとともに、有識者や関係者で組織する策定協議会において、歴史文化の特徴やテーマを整理し、文化財の保存と活用に関する将来ビジョンや長期的な基本方針、具体的な事業などをまとめています。



2 本計画の位置付け及び計画期間

本計画は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」といいます。）に位置付けられるものであり、地方文化財保護行政の強化を目的として文化庁が推進するもので、現在119件の地域計画が認定を受けています。

呉市では、令和3年度からの3年間で検討・作成をし、令和6年度での文化庁の認定を目指しています。

計画期間は、呉市の最上位計画である第5次呉市長期総合計画の最終年次に合わせて、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。



3 計画の内容

(1) 第1章 計画作成の目的と将来像 ～呉市の未来を思い描こう～

ア 将来像

「歴史文化を楽しみ 育て 伝えるまち 呉」

呉市には、資源に恵まれた海や山など豊かな自然環境があり、その豊かな自然環境を土壌として、それぞれの地区では独自の暮らしが営まれ、時代ごとに築かれてきた歴史文化を今に伝える多彩な文化財が残されています。

そうした個性豊かな地域の暮らしを楽しむ中で、新たな文化財を見だし、地域の魅力の源泉として磨き上げ、まちづくりに活用することで、一層豊かな呉市を将来に継承していくことを目的としています。

イ 基本方針

計画では、文化財が地域の人々の核となり、多様な人々が参画しながら、持続的に文化財を継承できるよう、文化財を「調べる」「守る」「活かす」「伝える」の四つを基本方針として定めます。

文化財を「調べる」ことで文化財を掘り起こし、その価値を明確にし、多様な主体と共有します。そして、多様な主体が文化財を維持管理し、保存する活動を支援することで「守る」取組を進めます。さらに、多様な主体が協働し、分野を横断して文化財の持つ価値をまちづくりに「活かす」取組を進めます。これらを通じて、市内外に呉市の文化財の魅力を「伝える」取組を行うことで文化財を継承していきます。

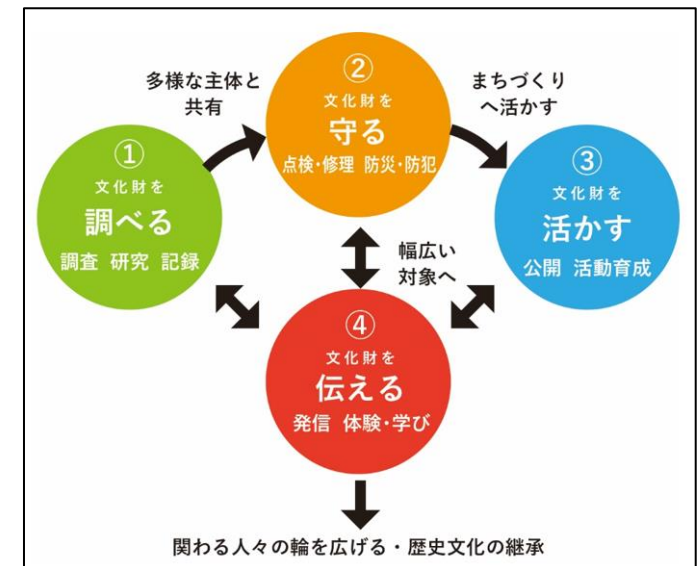
ウ 計画の対象（文化財の定義）

本計画では、文化財保護法に基づく文化財の指定等の有無にかかわらず、市域に広がる自然的・歴史的・文化的遺産を広義の文化財としており、文化財保護法で規定されている対象を幅広く捉え、これまで文化財として扱っていなかった旧海軍に由来する産業機械や戦争遺跡、伝承なども対象とします。未指定ながら呉市にとって特徴的なものや市民に身近なものも含めたものを対象として取り上げます。

(本編P 1～11)



旧呉鎮守府司令長官官舎



地域計画における基本方針

(2) 第2章 呉市の概要 ～呉市をいろいろな視点から見てみよう～

(本編P12～38)

ア 自然的・地理的環境

- ・ 呉市は、内陸部と瀬戸内海に面する沿岸部・島しょ部で構成されています。
- ・ 市域全体を通じて平たん地が少なく、標高300～800メートルの山が連なっています。
- ・ 山と海の風光明媚な自然に囲まれ、瀬戸内の多島美や峡谷美の景観があります。
- ・ 温暖で多照少雨の瀬戸内海式気候であり、年間を通じて暮らしやすい気候です。

イ 社会的状況

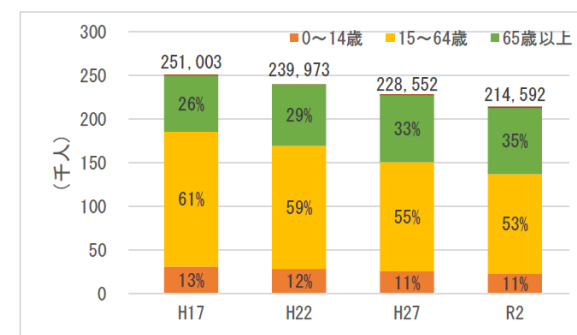
- ・ 国勢調査によると呉市の人口は、平成17(2005)年をピークに減少が続き、令和2(2020)年は約21.5万人です。
- ・ 観光客数は300万人台を維持してきました。呉市海事歴史科学館には多くの観光客が訪れており、他施設・他地区への波及効果が期待されています。
- ・ 臨海部や内陸部は、瀬戸内有数の工業地帯となっています。海域は広島県内有数の好漁場に恵まれ、多様な漁船漁業や、静穏な内湾域を中心に牡蠣などの養殖業が行われています。
- ・ 風水害や地震等により多くの被害を受けてきました。平成30年7月豪雨では、土砂災害が発生し、道路や鉄道の寸断など大きな被害がありました。

ウ 歴史的背景

- ・ 縄文時代には、山野と海を臨むエリアで暮らしが営まれるようになり、人々が定着します。
- ・ 古代から沿岸部・島しょ部は海民の生活の舞台であり、航海安全を祈る祭祀遺跡や製塩遺跡も発見されています。
- ・ 鎌倉後期から海賊衆の動きが活発となり、呉衆・多賀谷氏・能美氏は「三ヶ島衆」と称し、大内水軍の中核として活躍しました。
- ・ 近世には、海運が活性化し、三之瀬、御手洗などの港町が発展しました。また、沿岸部を中心に新開築調(土地の開発)が行われ、安定的な農業が発展しました。
- ・ 明治22(1889)年、呉鎮守府が開庁し、鎮守府と海軍工廠を一体とする海軍の一大拠点地となりました。
- ・ 第二次世界大戦後、海軍は解体され、旧海軍工廠跡地には多くの造船や鉄鋼などの企業が進出しました。戦後の呉市の産業においては、海軍の熟練工の技術が活かされています。



呉市の標高



人口の推移(国勢調査)



呉浦の風景

ア 指定等文化財

呉市内には、157件の指定等文化財が所在しています。国指定等が10件、県指定22件、市指定113件、国登録12件となっています。

種別ごとにみると、最も多いのは美術工芸品50件、次いで建造物38件、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）28件、遺跡（史跡）25件となっています。時代ごとにみると、旧呉海軍に関連するものなど近代の文化財が多いのが特徴です。

イ 日本遺産・ユネスコ「世界の記憶」

(7) 日本遺産

a 「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」(平成28(2016)年認定)

旧軍港四市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）が共同申請した「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が、平成28(2016)年4月25日、文化庁から日本遺産の認定を受けました。

b 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(呉市は平成30(2018)年追加認定)

平成29(2017)年に日本海沿岸の7道11市町で日本遺産認定を受けた「北前船寄港地・船主集落」の新たな構成自治体として、呉市は全国27自治体とともに、平成30(2018)年5月24日、文化庁から日本遺産の追加認定を受けました。

(イ) ユネスコ「世界の記憶」

a 朝鮮通信使関連資料「世界の記憶」(平成29(2017)年登録)

日本と韓国で共同申請していた朝鮮通信使関連資料が、平成29(2017)年10月31日にユネスコ「世界の記憶」に登録されました。呉市では松濤園御馳走一番館が所蔵する瀬戸内海に行く朝鮮通信使の船団を記録した約8メートルの絵巻（呉市有形文化財「朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図」）が、その中の一つとして登録されています。

分類	種別	国指定等	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	4	2	20	12	38	
	美術工芸品	絵画	0	1	7	0	8
		彫刻	0	4	9	0	13
		工芸品	2	1	9	0	12
		書跡・典籍	2	0	1	0	3
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	6	0	6
歴史資料	0	0	8	0	8		
無形文化財		0	0	5	0	5	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	4	0	4	
	無形の民俗文化財	0	0	1	0	1	
記念物	遺跡（史跡）	0	10	15	0	25	
	名勝地（名勝）	0	1	4	0	5	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	1	3	24	0	28	
文化的景観		0	-	-	-	0	
伝統的建造物群		1	-	-	-	1	
※文化財の保存技術		0	-	-	-	0	
※埋蔵文化財（合計には含まない）		-	-	-	-	(241)	
		10	22	113	12	157	

ウ 未指定文化財

地域の歴史文化の特徴を示す文化財の多くは未指定文化財（行政による保護措置が図られていない文化財）の状態であります。

本計画において、未指定文化財を把握し、指定等文化財との一体的な保存・活用を推進することで、文化財の継承と地域の新たな魅力の創出を図ります。

なお、既存の文献調査や市民アンケート・ヒアリング調査を基に、未指定文化財として626件を抽出しました。

未指定文化財一覧

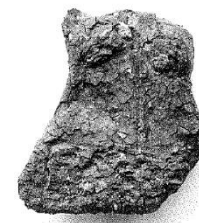
分類	種別	件数
有形文化財	建造物	274
	美術工芸品	2
無形文化財	—	22
民俗文化財	有形の民俗文化財	3
	無形の民俗文化財	83
記念物	遺跡	189
	名勝地	19
	動物・植物・地質・鉱物	23
文化的景観	—	9
伝統的建造物	—	2
合計		626



ヤブ（民俗文化財／無形の民俗文化財）



仁方のやすり製作技術（無形文化財）



芦冠遺跡出土板状土偶（有形文化財／美術工芸品）



鹿島の段々畑（文化的景観）

(4) 第4章 文化財に関する調査・取組 ～呉市の文化財を紐解いてみよう～

(本編P51～68)

ア 文化財の調査に関する現状と課題

合併前の市町単位で市史・町史（誌）がまとめられており、その他、文化財類型ごとに様々な調査が行われています。

本計画の作成に当たり、市民アンケート（市内28地区）、ワークショップ（9回）及びヒアリング調査（50団体）を実施しました。

文化財の把握状況について整理した結果、類型及び地区ごとに偏りがあるため、積極的な^{しっかい}悉皆調査の実施が望まれます。

イ 文化財に対する取組の現状

文化財を「調べる」取組	文化財の指定・登録に向けた調査、文化財建造物の修理事業に伴う調査、市内埋蔵文化財調査、市史編さん事業など
文化財を「守る」取組	文化財保存事業費補助金、旧澤原家住宅保存事業、伝統的建造物群保存地区保存事業、広島県史跡若胡子屋跡保存修理事業など
文化財を「活かす」取組	文化財訪ね歩き講座、日本遺産構成文化財の公開活用、旧呉鎮守府司令長官官舎の公開活用、伝建地区内の文化財建造物の公開活用など
文化財を「伝える」取組	パンフレットの配布・市史等の販売、くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座、出前トーク、発掘調査に伴う遺跡見学会など

(5) 第5章 文化財の保存と活用に関する方針と措置 ～呉市の文化財を継承しよう～

(本編P69～83)

- ・文化財を「調べる」「守る」「活かす」「伝える」の基本方針に沿い、文化財の保存・活用の課題、方針、措置等を整理します。
- ・国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、県費、市費、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

課題-方針-措置一覧表（調べる・守る）

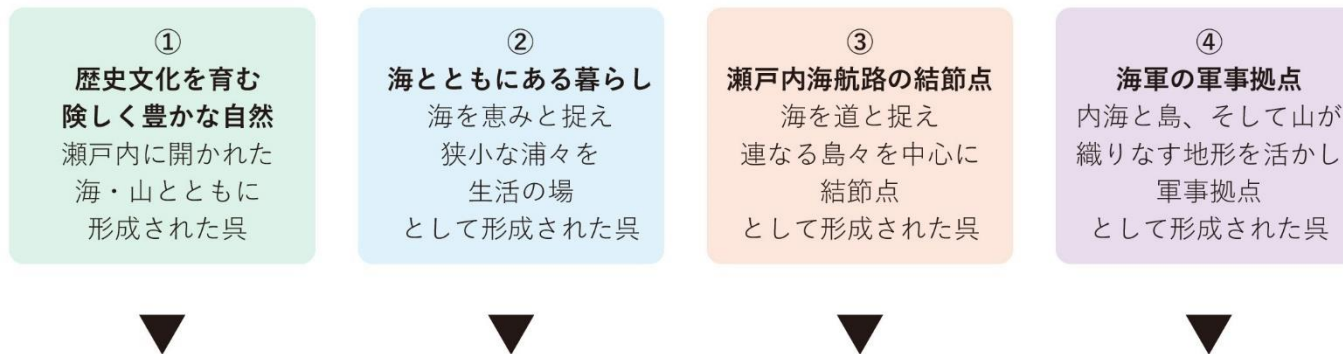
方針	課題	事業番号	措置	措置の内容	取組主体				事業期間										
					市民	所有者 関係者	調査 機関	呉市	前期			中期		後期		第2期 R13~			
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
(1) 文化財を調べる	①文化財の把握が不十分である		①文化財を把握する																
	市内全域を対象とした悉皆調査が実施できていない	1	市内文化財悉皆調査の実施	未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎											
	市内の資料館等で収蔵展示されている資料の把握ができていない	2	市内収蔵資料の台帳整備	過去の調査などにより集積された古文書や民俗資料、考古資料等について内容を把握し、台帳を整備します。		○	○	◎											
	②文化財の調査研究が不十分である		②文化財を調査研究する																
歴史文化の特徴や関連文化財群のテーマに則した調査研究成果が集約されていない	3	歴史文化の特徴や関連文化財群に係る調査研究の推進	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対して支援を行います。	◎	◎	◎	◎												
	個別の文化財に関する詳細調査が不十分である	4	個別の文化財に関する詳細調査の実施	文化財候補リストに基づき、指定等に向けた個別の文化財に関する詳細調査を計画的に実施します。	○	○	◎	◎											
(2) 文化財を守る	①文化財の維持管理が不十分である		①文化財の維持管理を充実化する																
	文化財の保存に関する取扱いについて分かりやすく提示できていない	5	文化財取扱いマニュアルの作成と周知	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民等に対して周知します。	○	◎	○	◎											
	文化財の現状を正確に把握できていない	6	所有者・管理者への文化財定期診断の実施	維持管理状況を把握するため、文化財の所有者・管理者への聞き取り及び巡視による定期診断を実施します。	○	◎		◎											
		7	文化財カルテの整備	指定等文化財の保存を目的とした基礎資料として、現状把握調査に基づいた文化財カルテを整備します。	○	◎	○	◎											
	文化財を保管するための収蔵施設が確保できていない	8	収蔵施設の確保	市内文化財悉皆調査や市内収蔵資料の台帳整備を踏まえて、今後必要となる収蔵資料を確保します。			○	◎											
	②文化財の保存に対する支援が不十分である		②文化財の保存に対する支援を充実化する																
	呉市において特徴的な文化財の指定が不十分である	9	文化財の新規指定等の推進	市内文化財悉皆調査を踏まえて指定候補物件を抽出し、指定等に向けた調整を進めます。	○	○	○	◎											
	所有者・管理者の負担軽減措置が不十分である	10	指定文化財保存事業費補助事業の拡充	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。		◎		◎											
		11	資金調達制度に係る情報収集と周知	文化財に関連する多様な資金調達制度について情報収集するとともに、所有者・管理者に対して積極的に情報発信します。	○	○		◎											
	文化財の保存のための財源確保が不十分である	12	財源の確保	国・県からの財源確保や民間助成を受けるための体制づくりのほか、市独自の財源を調達するための仕組みを検討します。		○		◎											
無形の文化財の継承のための支援が不十分である	13	無形の文化財に係る継承者育成事業の推進	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を検討します。	◎	◎		○												
③防災・防犯対策が不十分である ※詳細は第7章		③防災・防犯対策を強化する ※詳細は第7章																	
防災・防犯対策が不十分である	14	防災・防犯対策の強化	文化財の災害・犯罪リスクの把握や設備整備の推進、連携体制の構築等により、文化財の防災・防犯を強化します。	○	◎		◎												

課題-方針-措置一覧表（活かす・伝える）

方針	課題	事業番号	措置	措置	取組主体				事業期間									
					市民	所 属 機 関	調 査 機 関	興 市	前期			中期		後期		第2期 R13~		
									R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12			
③ 文化財を活かす	①文化財の活用に対する支援が不十分である		①文化財の活用に対する支援を充実化する															
	文化財の活用に関する取扱いについて分かりやすく提示できていない	5 (再)	文化財取扱いマニュアルの作成と周知	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民等に対して周知します。	◎	◎	○	◎										
	歴史的建造物を有効活用したい所有者を支援できていない	15	国登録有形文化財推進事業の実施	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手続を支援します。		◎	○	◎										
	計画的な活用事業が展開されていない	16	個別の文化財保存活用計画の策定支援	文化財の計画的な保存・活用事業を推進するため、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。		◎	○	◎										
	文化財の活用に対する支援制度がない	17	市独自の登録文化財制度の運用	活用事業の一層の推進を目的として、市独自の登録文化財制度の運用を検討します。	○	◎		◎										
	市民団体が実施している文化財の活用事業との連携が取れていない	18	市民団体等と連携した活用事業の展開	文化財と関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎										
	②所蔵資料の活用が不十分である		②所蔵資料の有効活用を図る															
	展示施設を通じた普及啓発が不十分である	19	企画展示や関連イベントの実施	市内の各展示施設を所管する部署と連携し、関連文化財群や日本遺産等のテーマに応じた企画展示や関連イベントの実施を検討します。	○	○	◎	◎										
④ 文化財を伝える	①普及啓発に向けたコンテンツが不十分である		①普及啓発コンテンツを充実化する															
	文化財に関する情報が集約化されていない	20	文化財に関する情報の集約化	呉市ホームページや文化財ガイドマップをリニューアルし、未指定文化財や関連文化財群を含めて集約的な情報を発信します。	○	○	○	◎										
	学校や地域に対する普及啓発が不十分である	21	学校や地域における普及啓発事業の実施	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○		◎										
	文化財の情報が利活用しやすい形で提供されていない	22	文化財のデジタルアーカイブの構築	文化財に関する情報をデジタルアーカイブ化し、市民や調査県有機関が利活用できるよう広く提供します。	○	○	○	◎										
	多様な世代や関心度に対応した情報発信がなされていない	23	情報発信媒体の拡充	広く呉市の文化財に関心を持ってもらうため、観光ガイドブックやタウン誌など文化財情報の発信のための媒体の拡充を図ります。				◎										
	②人材育成が不十分である		②人材育成を充実化する															
	文化財を普及啓発するための人材育成が積極的に行われていない	24	人材育成事業の実施	文化財の普及啓発を行う人材を継続的に育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。	◎	○	○	◎										
	③文化財行政の推進体制が不十分である		③文化財行政の推進体制を強化する															
文化財専門職員が不足している	25	文化財専門職員の増員	専門的業務の円滑な実施及び拡充に対応するため専門職員の増員と人材育成を図ります。				○	◎										
文化財保護委員会の体制が不十分である	26	文化財保護委員会の体制強化	多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、文化財保護委員会の体制強化を図ります。				◎											
関連部署・関係機関との連携体制の構築が不十分である	27	関連部署・関係機関との連携強化	庁内外の関係部署・関連機関と定期的な意見交換を行い、連携強化を図ります。				◎											
文化財の保存活用に関する市民団体・調査研究機関との連携が不十分である	28	市民団体・調査研究機関へのヒアリング	文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、連携体制を構築します。	○	○	○	◎											

市内に存在する多様で膨大な文化財について、文化財群として歴史文化の特徴に基づくテーマ（関連文化財群のタイトル）及びストーリー（関連文化財群を説明する複数のトピック）を設定することで、文化財同士の関係性を明確にし、価値付けを行い、一体的・総合的な文化財の保存・活用を進めます。

呉市の歴史文化の特徴



関連文化財群（保存・活用のテーマ）

四つの歴史文化の特徴から、文化財群のまとめりとして七つのテーマを抽出しました。これらのテーマごとに、歴史文化を継承するための取組を行っていきます。

- ① 海と島と山が織りなす絶景 呉市を形作る雄大な自然 人々の営みによって育まれた景観
- ②-1 海の恵みを求め根付いた原始の営み 瀬戸内海の成り立ちと原始の呉の営み 海の恵みを活かし・海を通じた交流により発展する社会
- ②-2 山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み 豊かさを求め拓かれた土地 災害と向き合い暮らしを潤す治水・利水事業
- ②-3 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし 海に祈る祭礼や習俗 地域の暮らしを伝える多彩な祭礼や習俗
- ③-1 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点 戦国の争乱と呉衆の活躍 呉衆の解体と小早川氏領国下の呉
- ③-2 海の往来とともに栄えた産業と町並み 地場産業とともに栄えた町並み 船の往来とともに栄えた港町
- ④ 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾 軍港都市への変貌 海軍とともに激動する呉の人々の営み 現代に引き継がれる近代の礎

【関連文化財群①】 海と島と山が織りなす絶景

呉市は、海と山、川の豊かな自然に恵まれ、貴重な植物や生物が各地で見られます。標高 300～800 メートルの山々が連なり、山頂からは呉市街地や瀬戸内海を見渡せ、絶景を堪能することができます。平坦地が少なく、起伏が大きいため、山から市街地、瀬戸内海へと流れる河川は急流が多く、滝や渓谷が形成されています。優美ながら、豪快で迫力ある景観をつくり出し、流域には貴重な生物や水生植物が生息しています。沿岸部や島しょ部には自然海浜も残り、砂浜や岩礁が見られます。海域には国天然記念物であるカムリウミスズメなどの貴重な動物も生息しています。

現在まで守り継承されている自然環境は、呉市の歴史文化の基層を伝え、自然とともにある人々の営みを伝える文化財群です。



二河峡（中央）



広小坪の褶曲と断層（広）



野呂山の岩海（川尻）



宮ノ浜採石場（倉橋）

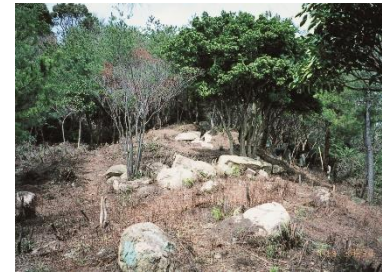
事業番号	基本方針	措置	取組主体					事業期間									
			市民	管理者	所有者	究機関	調査研	呉市	前期				第2期				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13~	
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。				◎	◎										
3	(1)	関連文化財群のテーマと関連する市民団体や調査研究機関に対し、関連文化財群のテーマに基づく調査研究を推進します。				◎	◎										
5	(2)	文化財取扱いマニュアルを活用して構成文化財に関する様々な保護措置について周知します。			◎		◎										
9	(2)	調査研究成果を踏まえ、呉市の歴史文化の特徴として特に重要なものは、指定等文化財の候補として検討します。					◎										
16	(3)	関連文化財群のテーマに関する市民団体や調査研究機関と連携し、取組を推進します。	◎				◎										
18	(3)	主な構成文化財が山の中などに位置することから、「中国自然歩道」などの見学ルートも含めた活用を検討します。	◎				◎										
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。					◎										
21	(4)	『呉の魅力・お宝 90 選 3 「自然・景観・動植物編」』を積極的に活用し、出前トークなどでの関連文化財群の普及を図ります。	○			◎	○										
28	(4)	関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。					◎										

・基本方針は、(1)文化財を調べる、(2)文化財を守る、(3)文化財を活かす、(4)文化財を伝える、に対応

【関連文化財群②-1】 海の恵みを求め根付いた原始の営み

呉市では、情島旧石器時代遺跡の存在から、約2万年以上前から人々が暮らしていたことが分かっています。市域での暮らしは、海を恵みとして活かすことで定着し、海運による地域外との交流を通して豊かな暮らしを築いていきます。

多様な地域との交流により獲得したとみられる石材や精神生活の一端を示す板状土偶に見られる縄文文化や島しょ部を中心に点在する古墳や製塩遺跡、海上交通の要衝地における祭祀遺跡など、陸と海の結びつきを示す特徴的な文化財が所在しています。これらは、かつて大陸だった頃から、瀬戸内海が形成され、人々の暮らしが定着し、海から陸へと広がっていく呉市の成り立ちを現在に伝える文化財群です。



火の釜第1号墳（阿賀）



沖浦遺跡出土製塩土器（蒲刈）

事業 番号	基本 方針	措置	取組主体				事業期間									
			市民	管理者	所有者	調査 機関	呉市	前期		中期		後期		第2期 R13~		
								R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。							◎	◎						
4	(1)	出土遺物の形式学的な同定や化学分析等により遺跡の再評価を行っていきます。							◎	◎						
8	(2)	考古資料の収蔵状況を把握し、収蔵庫の確保、復元処理、実測図の作成などを計画的に推進します。							◎							
9	(2)	開発事業者に向けて埋蔵文化財包蔵地の周知と開発事業に伴う埋蔵文化財の有無の確認に係る手続きを徹底します。調査研究成果を踏まえ、呉市の歴史文化の特徴として特に重要なものは、指定等文化財の候補として検討します。							◎							
18	(3)	調査研究機関や市民団体と連携し、「亀ヶ首遺跡出土の和同開珎の枝銭」や「芦冠遺跡出土の板状土偶」など地域の象徴的な考古資料をテーマとしたワークショップの開催を検討します。	◎						◎							
19	(3)	調査研究に基づいた展示施設の有効活用を検討します。また、呉市の特徴的な考古資料を抽出し、移動可能な教材として活用を図ります。							◎	◎						
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。							◎							
21	(4)	最新の発掘調査事例や新たな調査研究成果を踏まえて出前トークや出張講座を継続実施します。	◎						◎							
22	(4)	市内遺跡発掘調査報告書を継続的に刊行し、多様な媒体を通じて広く周知を図ります。							◎							
28	(4)	関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。							◎							

・基本方針は、(1)文化財を調べる、(2)文化財を守る、(3)文化財を活かす、(4)文化財を伝える、に対応

【関連文化財群②-2】 山野河海を拓き獲得してきた大地の恵み

山と海に囲まれ、平坦の土地の少ない呉市において、現在の呉市域の耕宅地の大半は、江戸時代の新開開発によってほぼ形成されました。同時に、原野を切り開いて農地を作っていました。二河川から水を引き込むための用水路として二河井手が構築され、宮原村では長渠と呼ばれる水路が整備され、農業の安定化が行われています。

生活の場が限られていた呉市域では、山野河海を拓き、暮らしの場を広げ、生業を創り出してきました。現在に残るそれらの遺構や記念碑は、開拓の歴史を伝える文化財群です。



伝清盛塚（音戸）



鹿島の段々畑（倉橋）



長渠の碑（宮原）



二河（上・下）井手（中央）

事業 番号	基本 方針	措置	取組主体					事業期間						
			市民	管理者	所有者	調査 機関	呉市	前期		中期		後期	第2期	
								R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。				◎	◎							
3	(1)	関連文化財群のテーマと関連する市民団体や調査研究機関に対し、関連文化財群のテーマに基づく調査研究を推進します。				◎	◎							
4	(1)	指定等文化財や地域の象徴的な文化財については、位置情報や範囲を含めた詳細調査を実施します。				◎	◎							
9	(2)	地域の象徴的な文化財の抽出及び詳細調査を踏まえて、指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地の候補として検討します。				◎		→						
18	(3)	地域住民や市民団体と連携し、各地域の構成文化財をテーマにしたまち歩きイベントや小中学校における地域学習での活用を推進します。	◎				◎							
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。					◎							
29	(4)	関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。					◎							

・基本方針は、(1)文化財を調べる、(2)文化財を守る、(3)文化財を活かす、(4)文化財を伝える、に対応

【関連文化財群②-3】 海に祈る多彩な信仰と地域に根付いた暮らし

平安時代、弘法大師は野呂山で修行を行ったと伝えられています。亀山神社は、創建年代は明らかではありませんが、大宝3（703）年に現在の入船山に鎮座したと伝えられています。

近世以降、市内には、それぞれの地域での暮らしや信仰とともに地域固有の民俗文化が築かれてきました。漁業や農業などの暮らしとともに、山や海の恵みに祈りを捧げる祭りは地域の文化として根付き、各地の神社の祭礼等として現在まで継承されています。音戸瀬戸を渡る船頭によって唄い継がれてきた音戸の舟唄、神社の例大祭で奉納される神楽や踊り、市内各地で行われているとんどや盆踊りなどの年中行事、多彩な地域性を反映した民俗により彩られます。

往来が盛んな呉市においては、地域外から持ち込まれ、地域に定着した民俗芸能等もあります。地域に根付き、地域性と共存しながら暮らしとともに現在まで継承されてきた文化財群です。



阿賀のお漕船（阿賀）



柏島神社例大祭（安浦）



小坪神楽（広）



呉の盆踊り（中央）

事業 番号	基本 方針	措置	取組主体					事業期間							
			市民 管理者	所有者 究機関	調査 研	呉市	事業期間								
							R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R13~	
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。			◎	◎									
9	(2)	地域の象徴的な事例に関しては、詳細調査を実施し、指定等文化財の候補として検討します。	○		○	◎	→								
13	(2)	無形文化財・無形民俗文化財を対象とする民間助成事業の活用を推奨するとともに、市内小中学校と連携した継承事業の実施など市独自の支援策を検討します。		◎		○	→								
18	(3)	地域の象徴的な事例を抽出し、継承団体と連携した広域かつ一体的な活用を検討します。	◎	○		◎									
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。				◎									
28	(4)	祭り等の実施主体や関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。				◎									

【関連文化財群③-1】 戦国の争乱により形成された海賊衆の拠点

古代から瀬戸内海海上交通の要衝であった芸予諸島は、中世には、海域を勢力基盤とする海の領主たちが権力を持つようになりました。呉・能美・蒲刈を本拠とする海賊は、「三ヶ島衆」と呼ばれ、大内氏の直属海賊として、各地で転戦しました。

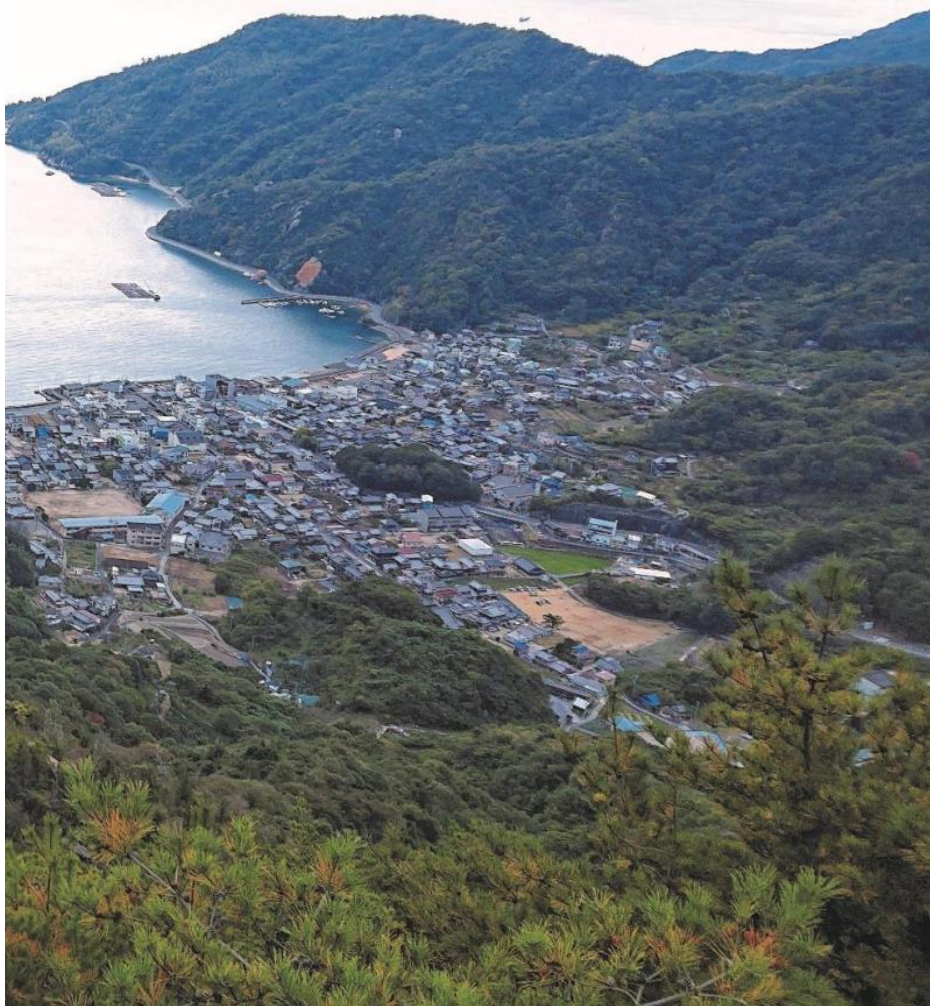
大内氏が瀬戸内西部の制海権を確保する上で、また、九州・四国へ渡海攻略する際、さらには、海路上洛においても、きわめて重要な役割を果たします。海に隣接して築かれた要害や山城跡、墓所など、海賊衆の拠点であったことを現在に伝える文化財をみることができます。



丸字山城 (倉橋)



洗足要害 (中央)



事業 番号	基本 方針	措置	取組主体					事業期間							
			市民	所有者 管理者	調査 機関	呉市	前期				R13~				
							R 6	R 7	R 8	R 9		R 10	R 11	R 12	
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。			◎	◎									
4	(1)	調査研究機関と連携し、赤色立体地図を応用した山城跡の地形的調査を実施します。また水中遺跡について、出土遺物や文書資料、聞き取り調査による成果物を集約し、基礎資料を整備します。			◎	◎									
8	(2)	市内の各収蔵施設における考古資料の台帳整備により、収蔵庫の確保、復元処理、実測図の作成など計画的に実施します。				◎									
9	(2)	開発事業者に向けて埋蔵文化財包蔵地の周知と開発事業に伴う埋蔵文化財の有無の確認に係る手続きを徹底します。調査研究成果を踏まえ、呉市の歴史文化の特徴として特に重要なものは、指定等文化財の候補として検討します。				◎									
18	(3)	地域住民や市民団体と連携し山城跡を活用したまち歩きや整備を支援します。	◎	○		◎									
19	(3)	調査研究成果を踏まえ、各展示施設の指定管理者と連携し、展示更新や企画展示を展開します。			◎	◎									
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。				◎									
21	(4)	最新の発掘調査事例や新たな調査研究成果を踏まえて出前トークや出張講座を継続実施します。	○			◎									
22	(4)	市内遺跡発掘調査報告書を一般公開し、広く周知を図ります。				◎									
28	(4)	関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。													

・基本方針は、(1)文化財を調べる、(2)文化財を守る、(3)文化財を活かす、(4)文化財を伝える、に対応

関連文化財群③-2] 海の往来とともに栄えた産業と町並み

呉市域に含まれる海域は、古代から瀬戸内海の重要な航路でした。倉橋では遣新羅使が停泊した時の歌が万葉集にも載っています。倉橋島の東端に位置する亀ヶ首では和同開珎の枝銭が出土し、航海安全を祈願してお供えをしたものと考えられます。

音戸瀬戸は、平清盛によって開削されたと地元では伝えられています。警固屋は、平清盛が音戸瀬戸を通過する見張り小屋を設置されたことが地名の由来となったともいわれています。また音戸には広島県史跡である伝清盛塚が残されているほか、音戸清盛祭りが開催されるなど地域の歴史として現在まで継承されています。

近世には、中世までの陸に沿った「地乗り」航路に対して、木綿帆により帆走能力が高まり、瀬戸内海の中央部の最短距離を行く「沖乗り」航路が利用され、瀬戸内海の航路の往来はより活性化します。三之瀬は幕府に海駅として指定され、朝鮮通信使も訪れました。御手洗は潮待ち・風待ちの港として、北前船の寄港地となった近代にかけて発展しました。

これらの地区には、航路であったことを現在に伝える文化財が多く所在しています。

港町としての発展は、町並みの形成、産業の発展をもたらしました。倉橋の造船などの伝統的技術は現在の造船産業へとつながっています。また、製網などの漁業に関連する産業、柑橘類の栽培、酒造りなどが地場産業として根付きました。



木造船建造技術（倉橋）



三之瀬の町並み（下蒲刈）



御手洗の町並み（豊）



音戸町引地の町並み（音戸）

事業 番号	基本 方針	措置	取組主体					事業期間										
			市民	管理者	所有者	究機関	調査研	呉市	前期		中期		後期	第2期				
									R6	R7	R8	R9	R10		R11	R12	R13~	
1	(1)	「広島県ヘリテージマネージャー」などの学識経験者や調査研究機関と連携し、市内の特徴的な地域を対象に悉皆調査を実施します。																
3	(1)	関連文化財群のテーマに基づき既往調査の成果を集約し、呉市の歴史文化の特徴を顕在化させます。																
8	(2)	近世資料の収蔵状況を把握し、管理状況の改善や収蔵庫の確保を計画的に推進します。																
9	(2)	地域の象徴的な事例に関しては、詳細調査を実施し、指定等文化財の候補として検討します。また歴史的建造物の所有者・管理者から建物の管理について情報提供を受けることができる体制を構築します。	○			○	◎											
15	(3)	広島県ヘリテージマネージャーと連携した国登録有形文化財推進事業の展開により、歴史的建造物を活用したい所有者・市民団体等を支援します。			◎		○											
18	(3)	観光部署とも連携し、広域かつ一体的な活用を検討します。	◎	○			◎											
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。						◎										
28	(4)	関連文化財群と関わる市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続的に実施し、連携の輪を広げます。						◎										

〔関連文化財群④-1〕 鎮守府の開庁により近代都市へと変貌を遂げた呉湾

呉市域の村々は、近世以降、次第に漁業やその他の産業を中心として経済的發展を遂げました。特に現在の幸町の一帯は呉町と呼ばれ、製網生産と鱒漁を中心とする漁業によって発展しました。交易の場であったことより、外村からは「呉市」と呼ばれていました。澤原家は大規模な庄屋であり、現在、住宅及び史料が文化財として指定されています。また、村々の人々の暮らしに関わる寺院や祭礼は、現在まで続く歴史文化となっています。

明治22年、呉鎮守府が開庁し、呉港は軍港として整備が進められます。日本最大の海軍工廠が設置され、市街地が急速に發展しました。また、本庄水源地の築造等による水道整備も行われ、近代化が進み、現在のまちの基盤が築かれました。海軍施設は、広の航空廠関連施設や倉橋の亀ヶ首発射場など、市域の中に広く設置されています。

終戦により海軍は解体されますが、海軍の熟練した技術者が活躍し、海軍工廠の施設も引き継がれます。海軍が育んだ技術を継承し、造船、鉄鋼や機械金属を中心とする産業港湾都市として復興した呉市は、現在も“ものづくりのまち”として發展しています。



レンガ倉庫群（中央）



本庄水源地堰堤（昭和）



旧呉海軍工廠造船渠大屋根（中央）



両城の町並み（中央）

事業番号	基本方針	措置	取組主体					事業期間									
			市民	管理者	所有者	究機関	調査研	前期		中期		後期		第2期			
								R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R13~	
1	(1)	調査研究機関と連携し、市内の近代化遺産について総合的調査を実施します。また、民間企業や呉地方総監部、在日米軍基地内などについては、敷地内の調査の実施に向けた調整を進めます。				◎	◎										
3	(1)	文化振興課と海事歴史科学館学芸課との連携を強化し、積極的な調査研究を推進します。				◎	◎										
8	(2)	考古資料の収蔵状況を把握し、収蔵庫の確保、復元処理、実測図の作成などを計画的に推進します。	○			○	◎										
9	(2)	近代化遺産の総合的調査に基づき、近代化遺産にかかる網羅的な保護方針について検討します。また地域の象徴的な事例に関しては、詳細調査を実施し、指定等文化財の候補として検討します。					◎										
18	(3)	観光振興課と連携し、構成文化財群の所有者・管理者と協議を進め、多様な活用を検討します。	◎	○		◎											
19	(3)	海事歴史科学館学芸課と連携し、関連文化財群やその他の関連する資料などの積極的な活用を検討します。				◎	◎										
20	(4)	関連文化財群のストーリーブックを作成し、文化・観光施設、市内小中学校、関連する市民団体等が実施する取組で配布し、普及を図ります。	◎			◎	○										
24	(4)	くれ文化遺産コンシェルジュをはじめとして呉観光ボランティアガイドや大和ミュージアムボランティアガイドなどを対象とした講座を積極的に開催し、連携を図ります。	◎			◎											

・基本方針は、(1)文化財を調べる、(2)文化財を守る、(3)文化財を活かす、(4)文化財を伝える、に対応

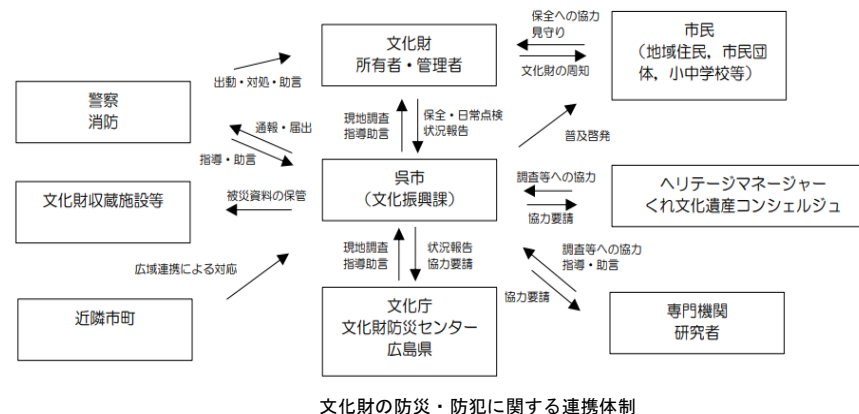
(7) 第7章 文化財の防災・防犯 ～呉市の文化財を災害や犯罪から守ろう～

(本編P137～142)

呉市に所在する文化財について、災害、火災、犯罪等に対する連携体制を右に示します。

文化財は、一度滅失すれば再生は非常に困難であり、その損失を未然に防ぐための予防体制を万全にすることが最も重要です。平時から近隣住民等に対する普及啓発事業を実施し、連携体制の構築をします。

また、有事の際に迅速に機能する情報伝達体系を整備し、専門機関や広域での連携体制の構築をします。



(8) 第8章 文化財の保存・活用の推進体制 ～文化財をまちづくりの主役の一つとし、市民で守り、活かそう～

(本編P143～153)

今後、呉市の文化財行政においては、文化財を持続的に継承するための「活用」に重点を置いた取組を積極的に展開しなければなりません。そのためには、「市民」、「所有者・管理者」、「調査研究機関」及び「呉市」の各主体者が、それぞれに期待される役割を理解した上で連携を図っていく必要があります。

各主体の役割			
市民	(地域住民)	調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。 ●調査研究などによる学術的知見から、文化財行政に対して指導・助言等を行う。 ●文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が生活の中で、文化財を知り、文化財に触れることで、呉ならではの豊かな暮らしを実現する。 ●市民一人一人が文化財の継承の担い手となり、地域や身近な文化財の継承に向けた取組に積極的に参画する。 		
所有者・管理者	(市民団体)	呉市	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護法を始めとした関係法令を適切に執行し、「呉市文化財保存活用地域計画」に基づいて、文化財の保存・活用に推進する。 ●文化財と関係者をつなぎ、多様な主体による歴史文化の継承を促進する。 ●文化財の保存・活用に関わる主体が役割を果たせるよう支援を行う。 ●各文化財の保存・活用に参画しやすいよう拠点作りや情報発信を行う。 ●文化財行政全体をコーディネートできる専門職員の確保・育成を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの活動理念に基づき、創意工夫により文化財に関する自律的な活動を展開する。 ●文化財を保存・活用する牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を適切に管理し、文化財の保存・活用に関する様々な課題を行政や地域住民等と共有する。 ●文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。 ●文化財を継承するため担い手の育成や確保を行う。 		

4 計画作成に係るこれまでの取組

(1) 呉市文化財保存活用地域計画策定協議会

学識経験者や商工・観光関係団体などによる呉市文化財保存活用地域計画策定協議会を発足し、協議会での意見を踏まえながら、未指定文化財の調査や素案の作成を進めてきました。

委員（順不同・敬称略）

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	有松 唯	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	
学識経験者	上寺 哲也	呉工業高等専門学校准教授	
学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会会長	副会長
学識経験者	岸 泰子	京都府立大学文学部歴史学科准教授	
学識経験者	砂本 文彦	神戸女子大学家政学部家政学科教授	
学識経験者	戸高 一成	呉市海事歴史科学館・入船山記念館館長	
学識経験者	藤田 盟児	奈良女子大学大学院工学部建築学科教授	会長
商工・観光関係団体	小野 香澄	NPO法人呉サポートセンターくれシェンド理事	
商工・観光関係団体	兼田 勝彦	呉商工会議所事務局長	
商工・観光関係団体	平田 己恵子	一般社団法人呉観光協会事務局長	
市民代表	古本 信治		
市民代表	森原 由佳		
広島県	坂光 秀和	広島県教育委員会文化財課長	
呉市	安倍 広志	呉市文化スポーツ部長	
呉市	兼光 賢	呉市産業部副部長	

(2) 会議等の開催状況

- 市民団体や関係機関などへのヒアリング調査（令和3年12月～令和5年5月）
（文化財に関する取組状況について／文化財行政との連携について）
- 第1回策定協議会（令和3年12月13日）
（文化財保存活用地域計画について／まちづくり調査について ほか）
- 第2回策定協議会（令和4年3月4日）
（文化財保存活用地域計画について）
- 文化庁現地視察（令和4年5月24日）
（市内文化財の現地視察）
- 第3回策定協議会（令和4年7月12日）
（計画の目的、基本的な方向性／歴史文化の特徴と関連文化財群の検討 ほか）
- 第4回策定協議会（令和4年11月21日）
（課題・方針・措置対照表／歴史文化の特徴・関連文化財群対照表 ほか）
- 文化庁協議（令和5年1月23日）
（呉市文化財保存活用地域計画作成の進捗状況について）
- 第5回策定協議会（令和5年2月17日）
（文化財の保存・活用の方針と措置／文化財の保存・活用の推進体制 ほか）
- 第6回策定協議会（令和5年5月23日）
（呉市文化財保存活用地域計画素案について）
- 文化庁協議（令和5年8月1日）
（呉市文化財保存活用地域計画作成の進捗状況について）
- 第7回策定協議会（令和5年8月24日）
（呉市文化財保存活用地域計画素案について）
- 文化庁協議（令和5年9月27日）
（呉市文化財保存活用地域計画作成の進捗状況について）
- 第8回策定協議会（令和5年10月3日）
（呉市文化財保存活用地域計画素案について）

5 市民からの意見募集（パブリックコメント）について

(1) 意見を募集する案件名

呉市文化財保存活用地域計画（案）

(2) 意見募集期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月16日（火）まで（30日間）

(3) 計画案の周知方法

ア 呉市ホームページへの掲載

イ 呉市役所本庁舎8階文化振興課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配布

(4) 意見書の提出

必要事項（意見内容並びに住所，氏名及び電話番号）を記入の上，郵送，ファクシミリ，電子メール，電子申請又は持参（文化振興課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所本庁舎8階文化振興課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口

6 今後の予定

令和6年2月上旬 第9回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会

令和6年3月初旬 文教企業委員会に意見募集結果報告及び呉市文化財保存活用地域計画（案）の報告

令和6年4月 文化庁への認定手続の申請

令和6年7月 文化庁認定（予定）